酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則(令和4年規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第7条第1項第5号を次のように改める。

(5) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 76 条第 2 項 の規定による開示の請求又は同法第 90 条第 2 項の規定による訂正の請求 があったもの 同法第 78 条第 1 項第 4 号又は同法第 94 条第 1 項の決定 の日の翌日から起算して 1 年間

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第7条第1項第5号の規定は、この規則の施行の 日(以下「施行日」という。)以後に個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)第76条第2項の規定による開示の請求又は同法第90条第 2項の規定による訂正の請求があった公文書ファイル等(酒田市公文書等の 管理に関する条例(令和3年条例第3号)第5条第5項に規定する公文書ファイル等をいう。以下同じ。)から適用し、施行日前にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第29条)第1条第1号による廃止前の酒田市個人情報保護条例(平成17年条例第20号)第15条第1項の規定による開示の請求又は同条例第28条第1項の規定による訂正の請求があった公文書ファイル等については、なお従前の例による。